

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和2年7月30日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900334号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000033号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年12月21日は9万3,000円、平成20年8月11日は13万1,000円、平成20年12月16日は12万8,000円、平成21年8月10日は14万2,000円、平成21年12月22日は13万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月21日、平成20年8月11日、平成20年12月16日、平成21年8月10日及び平成21年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月21日及び平成20年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成20年8月11日、平成21年8月10日及び平成21年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月  
② 平成20年8月  
③ 平成20年12月  
④ 平成21年8月  
⑤ 平成21年12月

A社から賞与が支払われていたが、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の請求者に係る賞与について、A社の事業主は、それぞれ給与の一分程度で10万円を下回ったことはなく、当該賞与から社会保険料を控除していた旨陳述しているところ、請求期間①、②及び③について、請求者から提出された

平成 19 年分及び平成 20 年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、複数の同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳（以下「賞与明細書等」という。）から確認又は推認できる賞与額、厚生年金保険料及び厚生年金保険料率により、源泉徴収票を検証すると、請求者は、請求期間①は 10 万円、請求期間②及び③はそれぞれ 14 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は 9 万 3,000 円、請求期間②は 13 万 1,000 円、請求期間③は 12 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間④及び⑤について、金融機関から提出された請求者に係る取引履歴調査結果、請求者から提出された平成 21 年分給与所得の源泉徴収票、上述の賞与明細書及び事業主から提出された貸金台帳（以下、併せて「取引履歴等」という。）並びに事業主の陳述により、請求者は、当該期間にそれぞれ 15 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間④は 14 万 2,000 円、請求期間⑤は 13 万 9,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、上述の源泉徴収票、賞与明細書等及び取引履歴等並びに事業主の陳述において推認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 9 万 3,000 円、請求期間②は 13 万 1,000 円、請求期間③は 12 万 8,000 円、請求期間④は 14 万 2,000 円、請求期間⑤は 13 万 9,000 円とすることが必要である。

また、賞与の支払年月日については、上述の賞与明細書等から、請求期間①は平成 19 年 12 月 21 日、請求期間②は平成 20 年 8 月 11 日、請求期間③は平成 20 年 12 月 16 日、請求期間④は平成 21 年 8 月 10 日、請求期間⑤は平成 21 年 12 月 22 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 21 日及び平成 20 年 12 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、年金事務所が保管する平成 19 年 12 月及び平成 20 年 12 月に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、事業主は、賞与を不支給とし、賞与支給総額を 0 円として届け出ていることが確認できることから、事業主は当該期間に係る賞与について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 12 月 21 日及び平成 20 年 12 月 16 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、平成 20 年 8 月 11 日、平成 21 年 8 月 10 日及び平成 21 年 12 月

22日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

平成20年8月11日、平成21年8月10日及び平成21年12月22日について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000033号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000035号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成20年12月24日は75万円、平成21年7月31日は60万円から73万3,000円、平成21年12月24日は68万円、平成22年7月30日は50万円から65万円、平成22年12月24日は50万円から65万円、平成23年8月10日は35万円から48万9,000円、平成23年12月28日は35万円から44万1,000円、平成24年8月10日は60万円、平成24年12月26日は35万円から45万8,000円、平成25年8月9日は35万円から45万円、平成25年12月25日は35万円から49万円、平成26年8月8日は35万円から50万円、平成26年12月20日は40万円から49万円、平成29年8月2日は59万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月24日、平成21年7月31日、平成21年12月24日、平成22年7月30日、平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月28日、平成24年8月10日、平成24年12月26日、平成25年8月9日、平成25年12月25日、平成26年8月8日、平成26年12月20日及び平成29年8月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月24日、平成21年7月31日、平成21年12月24日、平成22年7月30日、平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月28日、平成24年8月10日、平成24年12月26日、平成25年8月9日、平成25年12月25日、平成26年8月8日、平成26年12月20日及び平成29年8月2日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成29年8月2日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成29年8月2日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 平成20年12月  
② 平成21年7月  
③ 平成21年12月  
④ 平成22年7月  
⑤ 平成22年12月  
⑥ 平成23年8月  
⑦ 平成23年12月  
⑧ 平成24年8月  
⑨ 平成24年12月  
⑩ 平成25年8月  
⑪ 平成25年12月  
⑫ 平成26年8月  
⑬ 平成26年12月  
⑭ 平成29年8月

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間①、③、⑧及び⑭については、記録がなく、請求期間②、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬については、実際の賞与支払額より少ない金額が記録されている。請求期間に支払われた賞与が年金額に反映するように正しく記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、③、⑧及び⑭について、請求者から提出された給料支払明細書（夏季手当及び年末手当分）、A社の事業主の回答及び陳述（以下、「賞与明細書等」という。）並びに同社から提出された平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、同社から、請求期間①は75万円、請求期間③は68万円、請求期間⑧は60万円、請求期間⑭は70万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は75万円、請求期間③は68万円、請求期間⑧は60万円、請求期間⑭は59万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

請求期間②、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について賞与明細書等により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間②は60万円、請求期間④及び請求期間⑤は50万円、請求期間⑥、⑦、⑨、⑩、⑪及び⑫は35万円、請求期間⑬は40万円）を超える標準賞与額に相当する賞与（請求期間②は75万円、請求期間④及び⑤は65万円、請求期間⑥は50万円、請求期間⑦は45万円、請求期間⑨は50万円、請求期間⑩は45万円、請求期間⑪、⑫及び⑬は50万円）の支払を受け、請求期間②は73万3,000円、請求期間④及び⑤は65万円、請求期間⑥は48万9,000円、請求期間⑦は44万1,000円、請求期間⑨は45万8,000円、請求期間⑩は45万円、請求期間⑪は49万円、請求期間⑫は50万円、請求期間⑬は49万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業

主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は75万円、請求期間②は73万3,000円、請求期間③は68万円、請求期間④及び⑤は65万円、請求期間⑥は48万9,000円、請求期間⑦は44万1,000円、請求期間⑧は60万円、請求期間⑨は45万8,000円、請求期間⑩は45万円、請求期間⑪は49万円、請求期間⑫は50万円、請求期間⑬は49万円、請求期間⑭は59万1,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払日については、オンライン記録及び事業主の回答により、請求期間①は平成20年12月24日、請求期間②は平成21年7月31日、請求期間③は平成21年12月24日、請求期間④は平成22年7月30日、請求期間⑤は平成22年12月24日、請求期間⑥は平成23年8月10日、請求期間⑦は平成23年12月28日、請求期間⑧は平成24年8月10日、請求期間⑨は平成24年12月26日、請求期間⑩は平成25年8月9日、請求期間⑪は平成25年12月25日、請求期間⑫は平成26年8月8日、請求期間⑬は平成26年12月20日、請求期間⑭は平成29年8月2日とすることが妥当である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①、③、⑧及び⑭については、厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所（平成21年12月までは社会保険事務所）に提出することを失念し、また、請求期間②、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬については、当該賞与に係る支払額を誤って記載した厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑭について、上述の賞与明細書等及びA社から提出された平成29年源泉徴収簿により、請求者は、同社から70万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、請求者の標準賞与額を70万円とすることが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額59万1,000円を除く。）については、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000019 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000007 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 12 月から昭和 59 年 9 月までの請求期間及び昭和 59 年 10 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 36 年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 58 年 12 月から昭和 59 年 9 月まで

② 昭和 59 年 10 月から昭和 60 年 3 月まで

請求期間①について、私は、実家のある A 町で財団法人の正職員となった後の昭和 60 年 5 月頃、納付していなかった 20 歳からの国民年金保険料を遡って納付するつもりで、47 万 5,000 円を用意した。しかし、勤務先で盗難に遭ったため、手元には 11 万円しか残らなかったが、その 11 万円に、1 万円と少しの金額を足した 12 万円ぐらいを、20 歳からの保険料の一部である請求期間①の保険料として、A 町役場の窓口で納付した。請求期間②について、母親が、私の保険料を家族の分と一緒に婦人会の人に納付してくれていたと思う。

また、請求期間①の保険料を納付した際に、A 町役場の窓口の担当者から、「昭和 59 年 10 月から入金がある。」と聞いたのに、年金手帳の国民年金に係る「はじめて被保険者となった日」には、昭和 60 年 4 月 1 日と記載され、何回か聞き返したものの「昭和 60 年 4 月でいい。」と言われ、変だと思ったことを記憶している。

国民年金の加入手続については、何をどうしたのかは、はっきりと分からないが、請求期間①及び②の保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①は 10 か月、請求期間②は 6 か月であり、いずれも短期間である上、請求期間直後の保険料は納付済みとされている。

また、請求者は、請求期間②の保険料について、母親が家族の分と一緒に納付してくれていたと思う旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当時、

同居していた両親については、保険料が納付済みと記録されている。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、昭和 60 年 7 月頃に A 町で払い出されており、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際、資格取得日を昭和 60 年 4 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間①及び②において、国民年金に未加入であり、請求者及び母親は請求期間①及び②の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、この被保険者資格取得日について、請求者は、A 町役場の窓口の担当者から、昭和 59 年 10 月から入金があると聞いたのに、自身が所持する年金手帳の国民年金に係る「はじめて被保険者となった日」が昭和 60 年 4 月 1 日と記載されたことは変だとして疑念を抱いているところ、当時作成された請求者に係る帳票類を見ると、A 町の国民年金被保険者名簿においては、資格取得日が昭和 60 年 4 月 1 日と記載されており、請求者がその後居住した B 市の国民年金被保険者名簿においても資格取得日は同日とされているほか、請求者から提出された年金手帳を見ても、国民年金に係る「はじめて被保険者となった日」と同様、「国民年金の記録（1）」欄の、最初の「被保険者となった日」は昭和 60 年 4 月 1 日とされていることを踏まえると、請求者の国民年金については、初めて被保険者資格を取得した日を昭和 60 年 4 月 1 日として取り扱われていたものと考えても不自然ではない。

さらに、請求期間①について、請求者は、昭和 60 年 5 月頃、A 町役場において、手元に残った 11 万円に 1 万円と少しの金額を足した 12 万円ぐらいを、請求期間①の保険料として遡って納付したと陳述しているところ、請求期間①の保険料を納付した場合の保険料の合計額は 6 万 640 円と請求者の記憶する金額と相違しており、上述のとおり、請求者は、請求期間①において国民年金に未加入であることを踏まえると、請求者が請求期間①の保険料を遡って納付していたと推認することはできない。

加えて、請求期間②について、請求者は、母親が、私の保険料を家族の分と一緒に婦人会の人に納付してくれていたと思うと陳述しているところ、i) 請求者は請求期間②に係る保険料納付に直接関与しておらず、請求者によると、これらを行ったとする母親について、高齢のため当時の状況を聴取することは難しいとしていること、ii) 上述のとおり、両親の請求期間②に係る保険料は納付済みであるものの、両親は国民年金の制度開始当初から継続して被保険者であり、請求期間②当時において国民年金に未加入であった請求者とは事情が異なること、iii) 上述のとおり、請求者は、請求期間②において国民年金に未加入であることを踏まえると、母親が請求期間②の保険料を納付したことを推認し難い。

このほか、上述の A 町及び B 市の被保険者名簿においても、請求期間①及び②の保険料が納付された形跡は見当たらず、請求者及び母親が請求期間①及び②の

保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000024 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000008 号

## 第 1 結論

昭和 55 年 4 月から昭和 59 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 30 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 55 年 4 月から昭和 59 年 6 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に婚姻して、A 村（現在は、B 市）に住所変更をする際に同役場で、婚姻後は、国民年金の任意加入対象者に該当する旨の説明を受けたので、強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続きを行ったことを覚えている。その際に保険料の口座振替手続きを行い、毎月引き落としされていたはずだが、現在、請求期間当時の通帳は保管しておらず、保険料の金額は分からない。その後は、昭和 58 年 3 月に B 市役所で住所変更をしたことは覚えているが、国民年金については何も覚えていない。

請求期間について、私は、過去に日本年金機構に対し、年金記録照会をしたが、その結果は、「加入記録は見当たらない」とのことであった。加入記録が見つからない原因として、姓を複数回変更したからではないかと考えているので、請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、昭和 55 年 4 月に婚姻により A 村（現在は、B 市）に住所変更をする際に同役場で国民年金の任意加入被保険者への切替手続きを行い、同日に保険料の口座振替手続きを行ったこと及び昭和 58 年 3 月に B 市役所で住所変更をしたこと以外は何も覚えていない旨陳述していることから、請求者の記憶は必ずしも明確ではない。

また、B 市は、請求者に係る請求期間の国民年金の被保険者記録は確認できず、A 村における口座振替による現年度保険料を収納する取扱いが開始された時期は、不明と回答しており、請求期間の切替手続き及び保険料の納付についての詳細

は不明である。

さらに、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月 23 日に B 市において払い出され、請求者の国民年金被保険者資格については、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和 52 年 3 月 1 日に取得し、昭和 55 年 4 月 \* 日に喪失しており、戸籍によると、昭和 55 年 4 月 \* 日に婚姻していることが確認できること、i) A 村の国民年金に関する書類によると、請求者の氏名は婚姻後の姓、世帯主は元夫の氏名とされ、資格取得年月日は、昭和 52 年 3 月 1 日、資格喪失年月日は、昭和 55 年 4 月 \* 日であることが確認でき、保険料納付記録欄の昭和 55 年度の 4 月の記載欄にも、「4 月喪失」と記載されていること、ii) A 村における昭和 55 年度国民年金保険料月別集金納付カード台帳（C 区 D 組）によると、請求者の氏名は一旦、婚姻後の姓、国民年金手帳記号番号及び保険料が記載された後、二重線で抹消されており、領収者印欄は空白であること、iii) B 市は、請求者に係る請求期間の被保険者資格は確認できない旨回答していることなどを踏まえると、請求者は婚姻後、A 村に住所変更する際、同役場において任意加入対象者についての説明を受け、国民年金の被保険者の資格喪失の手続のみを行ったと考えることが自然であり、当該国民年金手帳記号番号において強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行った事情を見いだすことはできない。

加えて、請求者は、過去に複数回、姓を変更したため、加入記録が見つからないのではないかと疑念を抱いているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の昭和 52 年 3 月 23 日に B 市において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。これらのことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2000018 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2000009 号

## 第 1 結論

昭和 36 年\*月から昭和 40 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 16 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 36 年\*月から昭和 40 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、母親が行ってくれた。保険料についても、母親が、町内会の集金によって納付してくれていた。

また、年金手帳に記載されている氏名が、「A」ではなく「B」であることから、年金記録管理に疑念を持っている。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、手帳記号番号払出整理簿及び請求者に係る国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 12 月頃に C 市において払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 36 年\*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号が払い出された時期を基準とすると、母親は、請求期間のうち、昭和 38 年 10 月から昭和 40 年 3 月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求期間当時の状況について確認することができず、請求者に係る加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、請求期間のうち、昭和 36 年\*月から昭和 38 年 9 月までの保険料については、上述の払出時期において、既に 2 年の時効が成立しており、母親は、当該

期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 38 年 10 月から昭和 40 年 3 月までの保険料については、上述のとおり、過年度保険料として納付することが可能であったものの、C 市の国民年金全件リスト及び国民年金被保険者台帳においても、オンライン記録と同様、当該期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、年金手帳に記載されている氏名が、「A」ではなく「B」であることから、年金記録管理に疑念を持っている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、C 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求者に係る氏名欄は、「D」と片仮名で記載され、読み仮名で管理されていることを踏まえると、年金手帳に記載されている氏名が「B」であったことは、請求者の年金記録に影響を及ぼすものであったとまでは言い難い。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2000017 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2000034 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 2 月 21 日から平成 13 年 8 月 30 日まで

私は、請求期間に A 社から B 工場に派遣され勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料が引かれていたので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の請求期間に係る一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳 (以下、「賃金台帳」という。)、同社の回答及び請求者の雇用保険被保険者記録により、請求者は、請求期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、請求者について、社会保険の加入基準を満たしていなかったため、厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出は行っていなかった旨回答している上、上述の賃金台帳により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。